

令和3年度



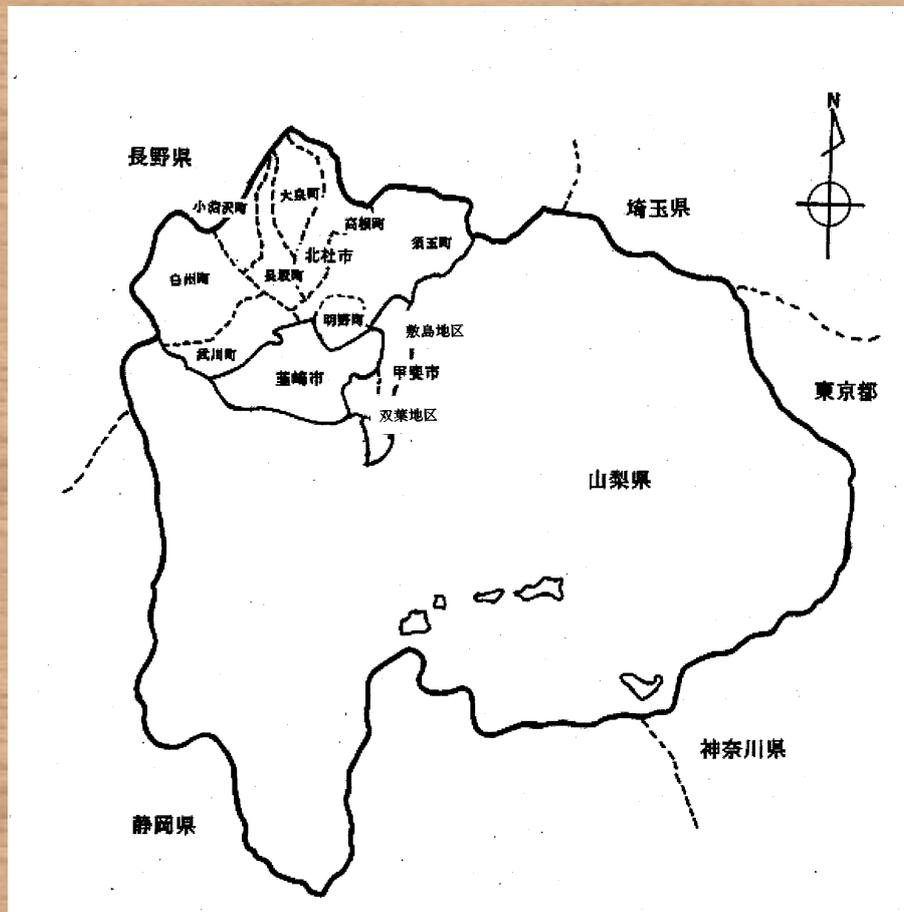
# 峡北広域行政事務組合概要



峡北広域行政事務組合

# 目次

1 圏域の概況	1
2 組織の概要	
(1) 施設の所在地及び規模等	1
(2) 議会議員、理事構成及び共同処理する事務	4
(3) 組合設立の背景及び経過	4
(4) 関係市負担金割合	6
(5) 一般会計外3会計当初予算額	6
(6) 組織機構図	7
3 資料(規約)	8



## 1 圏域の概況

峡北広域行政事務組合は、昭和 57 年 4 月 1 日、韮崎市を中核とした山梨県北西部の1市7町3村をもって設立されました。現在は市町村合併に伴い、平成 16 年 9 月に甲斐市(双葉町、敷島町)、同年 11 月に北杜市(明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、白州町、武川村)、平成 18 年 3 月に小淵沢町が北杜市に編入合併され、韮崎市、北杜市、甲斐市の 3 市を圏域としています。

本圏域は山梨県の北西部に位置し、人口 111,487 人、総面積は 805.32 km<sup>2</sup>の広域的な地域です。南に霊峰富士を望み、北は八ヶ岳中信高原の八ヶ岳連峰を仰ぎ、東に秩父多摩甲斐国立公園の前衛茅ヶ岳が位置し、西には、ユネスコエコパークに登録された南アルプスが連なる豊かな自然を有しています。また、圏域内には中央自動車道、中部横断道路が走り、JR 東日本の 8 駅が存しているなど交通網も整備されており、住みよい地域としての環境に恵まれています。

※人口は令和 3 年 4 月 1 日現在の関係市住民基本台帳による。

## 2 組織の概要

### (1) 施設の所在地及び規模等

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

名 称		所 在 地	規 模 等
理事会 事務部局	総務課	韮崎市本町四丁目 8-36	敷地面積 5,072.39 m <sup>2</sup> 庁舎 鉄筋コンクリート造 延面積 2959.98 m <sup>2</sup> 車両 5 台 消防本部・韮崎消防署併設
		韮崎市本町四丁目 9-48	敷地面積 1,768.86 m <sup>2</sup> 車庫 鉄骨造平屋建 延面積 51.72 m <sup>2</sup>
建設課	建設課	韮崎市龍岡町下條南割 1895	車両 1 台
	峡北広域環境 衛生センター (エコパークたつおか)		敷地面積 28,853 m <sup>2</sup> 管理・工場棟 4 棟等 延面積 8,071 m <sup>2</sup> ・可燃処理施設(可燃粗大含む) 炉形式 熱分解ガス化溶融炉(キルン式) 160t/日(80t/日×2 炉)(24 時間) ・リサイクルプラザ(不燃粗大含む) 破碎機形式 横型高速回転式破碎機 15t/日(5 時間) (不燃ごみ 13.5t、不燃粗大ごみ 1.5t) ・溶融スラグ磨砕施設 自生破碎方式 縦型遠心破碎機 15t/日(6 時間) 車両 3 台 特殊車両 4 台

○令和2年度ごみ搬入量(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位:t)

品名 市名	可燃ごみ	可燃粗大	不燃ごみ	不燃粗大	合計
韮崎市	5,659.99	127.15	426.88	74.20	6,288.22
北杜市	7,039.46	180.39	553.82	168.62	7,942.29
甲斐市	6,865.96	195.76	404.67	81.82	7,548.21
構成市計	19,565.41	503.3	1,385.37	324.64	21,778.72
個人事業系	9,422.95	—	226.20	—	9,649.15
合計	28,988.36	503.3	1,611.57	324.64	31,427.87

総合福祉センター



(コミュニティセンター)

敷地面積 2,163.03 m<sup>2</sup>  
鉄骨造平屋建て一部RC造 864.81 m<sup>2</sup>  
事務所、会議室、大広間、浴室

(多目的広場)

多目的広場全体面積 14,576.38 m<sup>2</sup>  
グラウンド面積 10,646.80 m<sup>2</sup>  
クレイ舗装・照明塔 6基・バックネット・芝生広場

峡北南部衛生センター

韮崎市栄二丁目 5-48



敷地面積 5,199 m<sup>2</sup>  
管理棟等2棟 延面積 148 m<sup>2</sup>  
し尿処理方式 希釈曝気 72 kl/日  
車両 1台  
令和元年度し尿処理量  
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)  
韮崎市 5,185.77 kl  
北杜市 2,898.47 kl  
甲斐市 3,787.14 kl  
合計 11,871.38 kl

消防本部

総務課  
(理事会事務局  
総務課併任)  
消防課 予防課  
指令課

韮崎市本町四丁目 8-36



無線装置一式 気象観測装置一式  
車両8台  
旧大型車庫 韮崎市栄一丁目 3945

韮崎消防署

韮崎市本町四丁目 8-36

車庫 敷地面積 626 m<sup>2</sup> 鉄骨造平屋建 336 m<sup>2</sup>  
訓練塔3基(庁舎併設1基含む) 車両11台

韮崎消防署須玉分署

北杜市須玉町藤田 256-1

敷地面積 891.66 m<sup>2</sup> 庁舎 RC2階建 234.89 m<sup>2</sup>  
車両 2台

韮崎消防署白州分署

北杜市白州町台ヶ原 212-1

敷地面積 1,352.59 m<sup>2</sup> 庁舎 RC2階建 262.64 m<sup>2</sup>  
車両 2台

蕪崎消防署双葉分署	甲斐市龍地 5184-1	敷地面積 1,467.74 m <sup>2</sup> (借地) 庁舎 RC 平屋建 339.69 m <sup>2</sup> 車両 2 台
北杜消防署	北杜市長坂町大八田 6811-18 訓練場 長坂町大八田 6811-17	敷地面積 1,016.69 m <sup>2</sup> 庁舎 RC2階建 444.67 m <sup>2</sup> 訓練場 3,008 m <sup>2</sup> 訓練塔3基 車両 6 台 器材倉庫 鉄骨造折板葺平屋建 20.53 m <sup>2</sup>
北杜消防署高根分署	北杜市高根町箕輪新町 1094	敷地面積 1,026.25 m <sup>2</sup> 庁舎 RC2階建 262.64 m <sup>2</sup> 車両 2 台
北杜消防署小淵沢分署	北杜市小淵沢町 732-22	敷地面積 830.53 m <sup>2</sup> 庁舎 RC 平屋建 206.59 m <sup>2</sup> 車両 2 台
穴山基地局	蕪崎市穴山町重久 6252-7	敷地面積 69 m <sup>2</sup>



○市別災害発生状況(令和2年1月1日～令和2年12月31日)

種別 市名	火災	救急	救助
蕪崎市	19 件	1,260 件	21 件
北杜市	50 件	2,110 件	33 件
甲斐市	1 件	493 件	4 件
その他		17 件	1 件
合計(総件数)	70 件	3,880 件	59 件

## (2) 議会議員、理事構成及び共同処理する事務

(令和3年4月1日現在)

	選出議員数 (人)	理事の数 (人)	消防事務	ごみ処理事務	し尿処理事務
葦崎市	6	2	○	○	○
北杜市	10	1	○	○	○ ※3
甲斐市	4	1	○ ※1	○ ※2	○ ※3
合計	20	4	3	3	3

※1 甲斐市の消防業務は、旧双葉町を管轄とする。

※2 甲斐市のごみ処理事務は、旧双葉町及び旧敷島町のみを管轄とする。

※3 し尿処理事務は、北杜市は明野町、須玉町及び武川町、甲斐市は旧双葉町及び旧敷島町を管轄とする。

## (3) 組合設立の背景及び経過

新しい交通、通信手段の発達に伴って、住民の生活圏は従来の市町村の区域を越えて広域化しています。このような地域社会の変貌に即応し、関係市町村が生活環境の整備を効率的に行い、魅力ある豊かな地域社会を建設するために、市町村の行政区域を超えて形成された日常社会生活圏を行政の範囲とした広域行政施行の必要性に迫られました。

時代の要請とも言うべきこのような地域情勢にあつて、峡北地域では県下に先駆け、圏域市町村の有機的な連携のなかで、社会経済の変化に対応し、また、国及び地方を通じた財政状況の厳しさも併せて考慮し、財政の効率的運営を図りつつ、地域特性に応じた振興整備を効果的に実施するための方策として、複合的一部事務組合設立を推進しました。複合化の対象となった組合等〔 〕内は設立年月)は、次のとおりです。

○葦崎市外五町村衛生組合(し尿収集及びこれに関する事務を除く。)

〔昭和 39 年 6 月〕

○峡北地区消防組合(消防水利の設置、維持管理及び消防団に関する事務を除く。)

〔昭和 45 年 3 月〕

○峡北広域市町村圏協議会〔昭和 46 年〕

○葦崎市外十町村環境衛生組合(ごみ収集及びこれに関する事務を除く。)

〔昭和 47 年 3 月〕

○葦崎市外九町村伝染病隔離病舎組合

〔昭和 53 年 9 月〕

その後、平成の大合併による北杜市及び甲斐市誕生により、共同処理事務を同じくする一部事務組合となりました。

※ 組合ごとの関係市は、(2)議会議員、理事構成及び共同処理する事務を参照

## 複合的一部事務組合とは・・・

複合的一部事務組合は、地方自治法第 284 条に定める一部事務組合ですが、昭和 49 年の同法第 285 条の改正に伴い、組合関係市町村と共同処理する事務の関係により従来の一部事務組合と区別しています。

なお、複合的一部事務組合が、「複合事務組合」等と称されることもありますが、法令により定められた呼称は特にありません。従来の一部事務組合と複合的一部事務組合の違いは下図のとおりになります。

### 一部事務組合

(共同処理する事務が同一である。)

関係市町村	A市	B町	C村
共同処理事務			
常備消防	○	○	○
ごみ処理	○	○	○
し尿処理	○	○	○

### 複合的一部事務組合

(共同処理する事務が同一でない。)

関係市町村	A市	B町	C村
共同処理事務			
常備消防	○	○	○
ごみ処理	○	○	—
し尿処理	○	—	○

このように、従来の一部事務組合においても、関係市町村の共同処理しようとする事務が同一である場合は、複数の事務の共同処理は可能でしたが、複合的一部事務組合は、「相互に関連する」複数の事務の共同処理を目的としており、制度自体が総合的な事務の共同処理を予定している点で、従来の一部事務組合と性格を異にしています。

複合的一部事務組合は、従来管理者に代えて、執行機関として当該組合の規約で定めるところにより理事会を置くことができます。理事会制を採用するにあたっては、複合的一部事務組合が多数の市町村で組織され、その共同処理する事務も多種類にわたり、また、構成市町村の一部のみにかかる事務も処理するので、事務の執行を 1 人の管理者に委ねるよりも、関係市町村長及び関係市町村長が当該議会の同意を得て当該市町村の職員のうちから指名する者を理事とし理事会を構成し、合議により執行権を行使する方法が、組合を円滑に運営するためには、より適当な場合があると考えられたからです。

なお、理事会は合議制の執行機関であることから、理事会を代表する者として、理事のうちから代表理事を互選することとし、また、理事会の組織運営に関し必要な事項は理事会が定めることとしています。また、議会の議決も地方自治法第 287 条の 2 による特別議決の方法もとられています。

#### (4) 関係市負担金割合

組合財政は、その大部分が関係市の負担金で構成され、各事業は一般会計及び特別会計に区分されています。会計の種類及び関係市の負担金割合は次表のとおりです。

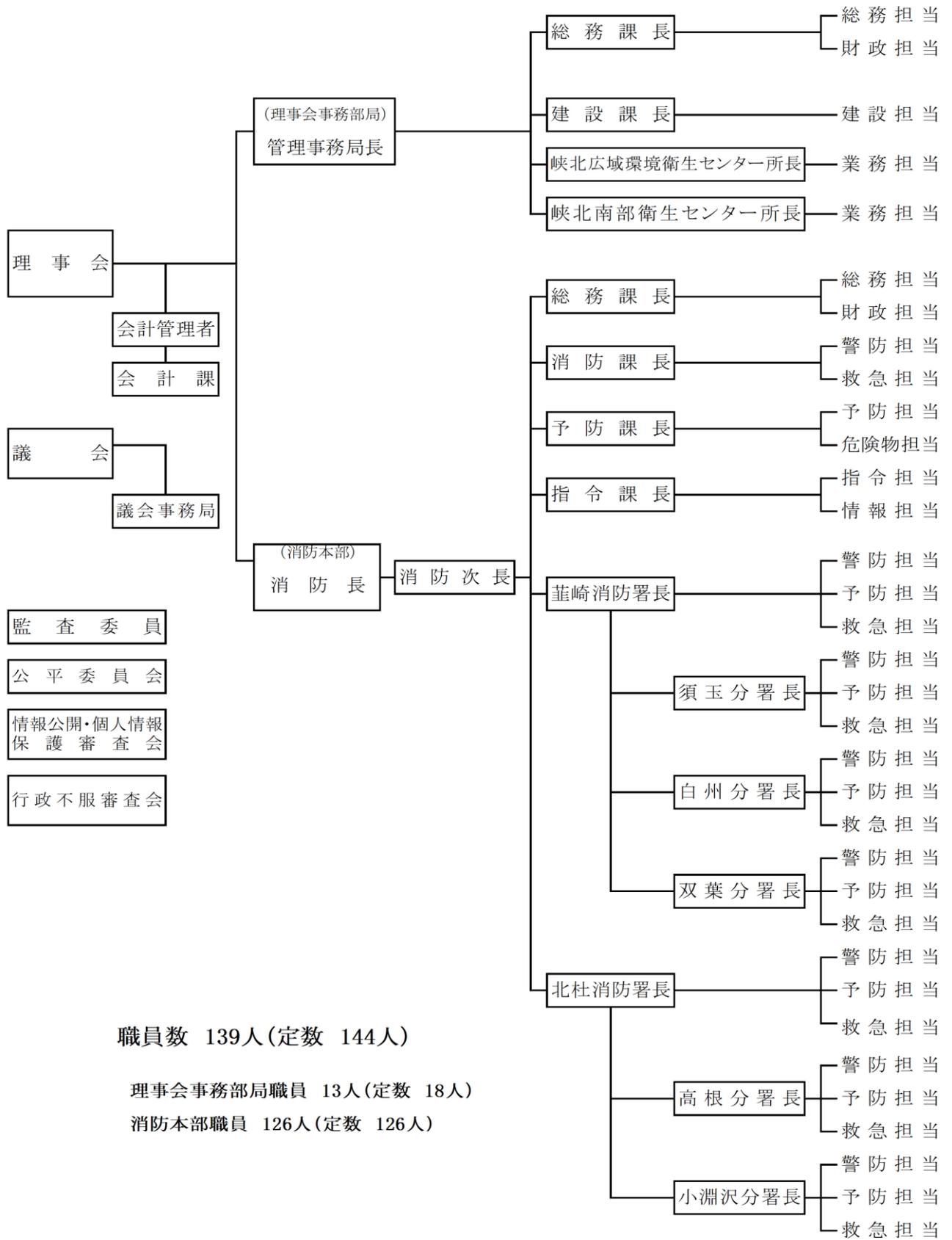
会計名	負担割合	内容
一般会計	議会費等(組合運営費) 各特別会計負担金割合に応じた割合	議会、監査委員、各種委員会等の運営費
常備消防特別会計	消防費 消防費基準財政需要額の 80%	常備消防運営費
	施設整備費 均等割 10% 人口割 90%	庁舎建設費
ごみ処理特別会計	民生費 均等割 10% 人口割 90%	総合福祉センター運営費
	衛生費 均等割 10% 人口割 40% 処理量割 50%	ごみ処理運営費
	施設整備費 均等割 10% 人口割 90%	ごみ処理施設建設費
し尿処理特別会計	処理量割 100% ※処理量(k <sub>l</sub> ) = 前々年度処理実績量(k <sub>0</sub> )	し尿処理運営費
	施設整備費 均等割 45% 処理量割 55%	し尿処理施設建設費

#### (5) 一般会計外3会計当初予算額

(単位:千円)

会計名	当初予算(A)	前年度予算(B)	比較(A)-(B)
一般会計	70,514	69,684	830
常備消防特別会計	1,642,987	1,957,708	△314,721
ごみ処理特別会計	1,494,260	1,460,978	33,282
し尿処理特別会計	134,942	177,925	△42,983
合計	3,342,703	3,666,295	△323,592

(6) 組織機構図



## 3 資料

○峡北広域行政事務組合規約

(昭和 57 年 4 月 1 日山梨県指令地第 3-62 号)

改 正 昭和 59 年 4 月 28 日県指令第 4-40 号  
平成 3 年 3 月 30 日県指令第 3-52 号  
平成 4 年 4 月 15 日県指令第 4-8 号  
平成 11 年 5 月 26 日県指令第 5-14 号  
平成 12 年 8 月 2 日県指令市 2 第 7-15 号  
平成 16 年 9 月 1 日県指令峡北企第 835 号  
平成 16 年 9 月 1 日県指令峡北企第 836 号  
平成 16 年 11 月 1 日県指令峡北企第 1080 号  
平成 18 年 3 月 15 日県指令峡北企第 1397 号  
平成 18 年 4 月 1 日県指令市第 8 号  
平成 19 年 2 月 16 日県指令市第 2546 号  
平成 26 年 4 月 18 日県指令市第 26 号  
平成 29 年 3 月 31 日県指令市第 4131 号

### 第 1 章 総則

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、峡北広域行政事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 組合は、韮崎市、北杜市及び甲斐市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 組合の共同処理する事務は、次に掲げる事務とし、組合は、別表左欄に規定する事務の区分に応じ、当該右欄に掲げる関係市の当該事務を共同処理する。

- (1) 消防に関する事務（消防団に関するもの並びに水利施設の設置、維持及び管理に関するものを除く。）並びに液化石油ガス及び電気用品の保安に関する事務
- (2) ごみ処理施設及び家庭不燃物処理施設の建設並びに維持運営に関する事務
- (3) 総合福祉センターの建設及び維持運営に関する事務
- (4) し尿処理施設の建設及び維持運営に関する事務

(組合の事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は、山梨県韮崎市本町四丁目 8 番 36 号に置く。

### 第 2 章 議会

(組合の議会の組織及び議員の選挙の方法)

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、20 人とし、関係市の議会において議員の中からそれぞれ次の数を選挙する。

韮崎市 6 人 北杜市 10 人 甲斐市 4 人

2 組合議員に欠員を生じたときは、当該欠員となった議員を選挙した関係市の議会は直ちに補欠選挙を行わなければならない。

(組合議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、当該関係市の議会の議員の任期による。

2 前条第2項の規定により選挙された組合議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第7条 組合の議会は、組合議員の中から議長及び副議長各1人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

(特別議決)

第8条 組合の議会の議決すべき事件のうち、関係市の一部に係るものの事件については、当該事件に係る市から選出されている組合議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

### 第3章 執行機関

(理事会)

第9条 組合に理事会を置く。

2 理事は、関係市の長及び韮崎市の長が当該議会の同意を得て当該職員のうちから指名する者1人をもって充てる。

3 理事の任期は、当該関係市の長の任期による。

4 理事会に代表理事1人を置く。

5 代表理事は、理事が互選する。

6 代表理事は、理事会に関する事務を処理し、理事会を代表する。

7 前各号に定めるもののほか、理事会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(会計管理者)

第10条 組合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、代表理事が任命する。

(監査委員)

第11条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、理事会が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちから各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任された者にあつては組合議員の任期による。

(事務局)

第12条 組合に事務局を置く。

2 事務局に管理事務局長その他の職員を置く。

3 管理事務局長その他の職員は、理事会が任免する。

4 管理事務局長その他の職員の定数は、条例で定める。

(経費の支弁の方法)

第13条 組合の経費は、組合の事業により生ずる収入、関係市の負担金その他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金の総額及び関係市の負担すべき額は、理事会が組合議会の議決を経て定める。

附 則

- 1 この規約は、山梨県知事の許可のあった日から施行する。
- 2 組合は、昭和 57 年 3 月 31 日をもって廃止又は解散する峡北広域市町村圏協議会、韮崎市外五町村衛生組合、韮崎市外十町村環境衛生組合、峡北地区消防組合及び韮崎市外九町村隔離病舎組合の事務を承継する。

附 則（昭和 59 年 4 月 28 日県指令第 4-40 号）

この規約は、山梨県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 3 年 3 月 30 日県指令第 3-52 号）

この規約は、山梨県知事の許可のあった日（＝平成 3 年 3 月 30 日）から施行する。

附 則（平成 4 年 4 月 15 日県指令第 4-8 号）

この規約は、山梨県知事の許可のあった日（＝平成 4 年 4 月 15 日）から施行する。

附 則（平成 11 年 5 月 26 日県指令第 5-14 号）

この規約は、山梨県知事の許可のあった日（＝平成 11 年 5 月 26 日）から施行する。

附 則（平成 12 年 8 月 2 日県指令市 2 第 7-15 号）

この規約は、山梨県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 16 年 9 月 1 日県指令峡北企第 835 号）

この規約は、山梨県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 16 年 9 月 1 日県指令峡北企第 836 号）

この規約は、山梨県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 16 年 11 月 1 日県指令峡北企第 1080 号）

（施行期日）

- 1 この規約は、山梨県知事の許可のあった日から施行する。  
（組合議員の定数に係る経過措置）
- 2 改正後の第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、この規約の施行の日において、現に在職している組合議員は、当該任期満了の日まで引き続き在職することができる。

附 則（平成 18 年 3 月 15 日県指令峡北企第 1397 号）

この規約は、山梨県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 18 年 4 月 1 日県指令市第 8 号）

この規約は、山梨県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 1 日県指令市第 2546 号）

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 18 日県指令市第 286 号）

この規約は、山梨県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日県指令市第 4131 号）

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

共同処理する事務	共同処理する市
第3条第1号に掲げる事務	韮崎市、北杜市、甲斐市（旧双葉町）
第3条第2号及び第3号に掲げる事務	韮崎市、北杜市、甲斐市（旧双葉町、旧敷島町）
第3条第4号に掲げる事務	韮崎市、北杜市（明野町、須玉町、武川町）、甲斐市（旧双葉町、旧敷島町）

## 峡北広域行政事務組合

〒407-0024 山梨県韮崎市本町4丁目8番36号

TEL 0551-22-3311(代表)

FAX 0551-22-8747